CastGlobalGroup

中国現地法人の人員削減、
どのような手順で進めれば良い？

中国現地法人の人員削減、配置転換

～ 希望退職募集からリストラまで、一貫性あるプランニング

2021年6月

中国では、配置転換や待遇
切り下げは許されない？

弁護士法人キャストグローバル
弁護士・中小企業診断士　　金藤　力

©2021 CastGlobalGroup All Rights Reserved

ありませんか？　古い知識や思い込み．．．

人員削減については、まずは希望退職募集が必要？

なぜ日本では希望退職募集が主流なのか？

日本の人事担当者の方々はよくご存じのとおり、**日本では**リストラのための解雇にはいわゆる「整理解雇の4要件」を満たす必要があり、その要件の一つとして**解雇回避努力**が求められます。ですので、いきなり整理解雇を行うのではなく、配置転換・出向や希望退職募集を先行させることが基本的に**必要なステップ**になります。

では、中国では希望退職募集を先行させなくても良い？

はい、法律上は、中国では希望退職募集を先行させる必然性はありません。
しかしながら、状況にもよりますが、日系企業においては、いったんは希望退職を先行させる例が多い印象があり、そのことには一定の合理性もあります。
現場での事実上の退職勧奨など、事実上の工夫・努力を通じて退職を希望する従業員が一定数出てくることも期待できますので、**希望退職募集の結果に応じた「次の手」を見据えたうえであれば、**先に希望退職募集の試みを行うことも有効と考えます。

- **場当たり的でなく、プランB、プランCまで考慮した、人員削減のための一貫性あるパッケージを立案・策定し、事業と経営を助ける人員削減の実現をお手伝いします。**

©2021 CastGlobalGroup All Rights Reserved

参考：中国における解雇と経済補償金の概要

退職補償 **なし**
- 自己都合退職（労働契約法第37条）

退職補償 **あり**
- 合意解除（労働契約法第36条）※会社申出の場合
- 一方的解除（労働契約法第40条）
- 経済性リストラ（労働契約法第41条）

退職補償 **なし**
- 懲戒解雇（労働契約法第39条）

違法解雇と判断された場合は、
① 解雇無効（**継続雇用**）
② 法定基準の**2倍額**の支払
いずれか**従業員本人の希望する解決**を強いられ、解雇の目的を達しないことになってしまいます。

客観的状況の重大な変化（外的要因）の立証が必要。

労働組合の同意書提出など事実上のハードルも高い。

※ 地方によっては一切受理しないことも。

懲戒に値する程度の規則違反行為が必要。

- 多数の案件に対応してきた実績に基づき、会社の状況に応じたプランを提案・実施します。

©2021 CastGlobalGroup All Rights Reserved

ありませんか？　古い知識や思い込み．．．

人員削減よりは配置転換の方がトラブルが少ない？

配置転換の方が契約解除より安全とは必ずしも言えません。

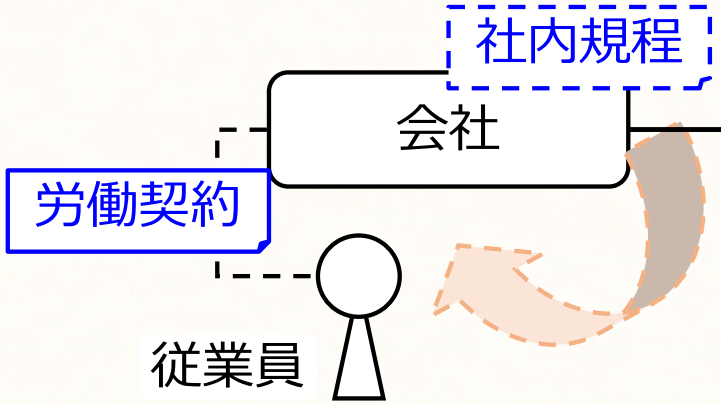

①一方的な異動や解雇 ⇨ トラブルになるリスクが大きい。

②合意による異動や退職 ⇨ 労働紛争になるリスクはほぼゼロ。

③協議を経た後の異動 ⇨ 適正手続を経ることでリスクを低減。

- 「現状維持こそ最大の危険」という場面もあります。
- 複数の解決策をミックスした多様な選択肢を提示し、選択の自由度を高めます。

©2021 CastGlobalGroup All Rights Reserved

ありませんか？　古い知識や思い込み．．．

中国では、配置転換や待遇切り下げは許されない？

「中国では配置転換はできない」「中国法では賃下げは許されない」は本当か？

労働契約

業務内容：
業務場所：
労働報酬：
…
…

具体的な職位？
→ **必須ではない**

例：(a)財務部科長
(b)財務部
(c)財務関連業務
(d)間接業務

※なお、「業務内容」は労働契約の必要的記載事項です。

手当等含む総額？
→ **必須ではない**

例：(x)月賃金●●元。
(y)月賃金●●元、但し具体的には会社の関連規定による。
(z)月賃金●●元、但し業務内容に応じて調整あり。

就業規則

人事異動：
…
業績評価：
賃金体系：
…

- **「中国だから」の一言で思考停止してしまうことなく、各社の実際の状況に応じて可能な選択肢を見出します。**
- **人員削減のみならず、将来に向けて、より自由な人員配置、人材資源の活用を可能とする仕組みを志向します。**

©2021 CastGlobalGroup All Rights Reserved

中国法務　診断

検索

ブログでも最新情報を
一部ご紹介しています。
是非ご覧ください。

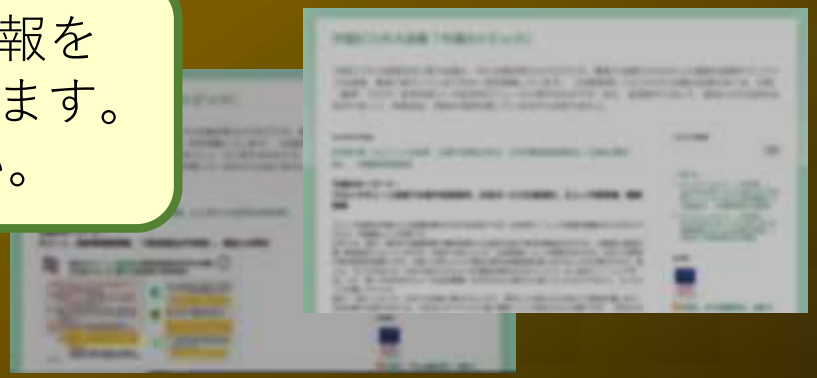

弁護士法人キャストグローバル 大阪事務所
パートナー・大阪事務所代表
弁護士/中小企業診断士　金藤 力
E-mail：　kanefuji@castglobal-law.com
Tel：　06-4706-0780（代表）

Webサイト（キャスト中国ビジネス）：
http://www.cast-china.biz/

CastGlobalGroup

©2021 CastGlobalGroup All Rights Reserved